

株式会社日本政策金融公庫法案要綱

第一 総則

1 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とすること。（第一条関係）

2 生活衛生関係営業者、農林漁業者、中小企業者等の定義について所要の規定を整備すること。（第二条関係）

3 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする事。（第三条関係）

（第三条関係）

4 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができるものとする。ことその他所要の規定を整備すること。
(第四条関係)

5 公庫でない者は、その名称中に日本政策金融公庫という文字を用いてはならないものとし、公庫は、国際協力銀行業務を行う専任の部門の名称として国際協力銀行という名称を用いることができるものとする。こと。
(第五条関係)

第二 役員及び職員

1 公庫の役員等の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。ことその他所要の規定を整備すること。
(第六条関係)

2 役員等の欠格条項、兼職禁止、役員等及び職員の秘密保持義務等について所要の規定を整備すること。
(第七条～第十条関係)

第三 業務

1 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。こと。

一 独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能で

あると見込まれるもの、教育を受ける者等、生活衛生関係営業者等、農林漁業者、食品及び飼料の製造、加工及び流通の事業を営む者等、中小企業者及び信用保証協会に対して資金を貸し付ける業務を行うこと。
(別表第一関係)

二 国民一般、農林漁業者及び中小企業者に対する貸付債権等の証券化を支援する業務を行うこと。

(別表第二関係)

三 中小企業信用保険法の規定による保険を行うこと。

四 国際協力銀行業務を行うこと。

(別表第三関係)

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、指定金融機関が危機による被害に対処するために必要な資金の貸付け等を公庫からの信用の供与を受けて行うこと(以下「危機対応業務」という。)の必要性等を主務大臣が認定する場合に、指定金融機関に対し、当該危機対応業務に関する必要な資金の貸付け又は債務の弁済がなされないこととなった額の一部の補てんの業務を行うものとする事及びこれらの信用の供

与を得て行う貸付け等について利子補給金の支給の業務を行うことができるものとする（以下「危機対応円滑化業務」という。）。（第十一条関係）

3 公庫は、国内金融業務の方法を定め、又は変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けるものとする（第十二条関係）。

4 国際協力銀行業務に係る貸付金の利率等の条件は、当該業務に係る勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとするほか、公庫は国際協力銀行業務を行う専任の部門を置かなければならないものとして、その他所要の規定を整備すること。（第十三条関係）

5 公庫は、その業務の一部を金融機関等に委託することができるものとする。（第十四条関係）

6 公庫は、危機対応円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するための方針を定め、これを公表しなければならないものとして、その他所要の規定を整備すること。（第十五条関係）

7 主務大臣による指定金融機関の指定は、危機対応業務を行おうとする者の申請により行うものとして、その他指定の手續に係る所要の規定を整備すること。（第十六条～第二十条関係）

8 公庫は、指定金融機関と協定を締結し、危機対応円滑化業務を行うものとする。ことその他危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に係る所要の規定を整備すること。（第二十一条・第二十二条関係）

9 指定金融機関に対する監督等に係る所要の規定を整備すること。（第二十三条～第二十七条関係）

第四 財務及び会計

1 予算及び決算

一 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならぬものとし、財務大臣は、閣議の決定を経てその予算を国の予算とともに国会に提出しなければならぬものとする。ことその他所要の規定を整備すること。（第二十八条～第三十条関係）

二 公庫の予算は、予算総則及び収入支出予算とし、予算総則においては、政府からの借入金の限度額、社債の発行の限度額その他の事項を定めるものとする。こと。（第三十一条関係）

三 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるものとし、予備費、補正予算及び暫定予算に関する規定その他所要の規定を整備すること。（第三十二条～第三十九条関係）

四 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、貸借対照表等及び事業報告書を主務大臣を経由して財務大

臣に提出しなければならないものとする。

(第四十条関係)

五 公庫は、所定の業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとし、会社法の関連する規定は、当該区分した経理について準用することその他所要の規定を整備すること。

(第四十一条・第四十二条関係)

六 経営改善資金特別準備金は、それが設けられている勘定に属する準備金の額が零となったときは、主務大臣の認可等を経て、その額を減少することができるものとする。その他所要の規定を整備すること。

(第四十三条関係)

七 公庫は、毎事業年度の決算報告書を作成し、主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならないものとし、決算報告書は会計検査院の検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに国会に提出しなければならないものとする。その他所要の規定を整備すること。

(第四十四条～第四十六条関係)

八 公庫は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとし、

毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、その準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとする。 (第四十七条関係)

2 借入金、社債の発行等

一 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができるものとする。 (第四十八条関係)

二 公庫は、国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。 (第四十九条関係)

三 公庫は、毎事業年度、国際協力銀行業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

四 国際協力銀行業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、国際協力銀行業務に係る勘定に区分された資本金及び準備金の額の合計額の十倍に相当する額を超えることとなつてはならないものとする。 (第五十条関係)

五 公庫の社債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有

することその他所要の規定を整備すること。

(第五十一条・第五十二条関係)

六 公庫は、国内金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、貸付債権及び社債の一部について信託会社等に対して信託をし、当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合又は貸付債権及び社債の一部を特定目的会社等に譲渡する場合には、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。ことその他所要の規定を整備すること。

(第五十三条・第五十四条関係)

七 政府は、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務について保証契約をすることができるものとする。

(第五十五条関係)

八 公庫は、業務上の余裕金を所定の資産以外の資産に運用してはならないものとする。

(第五十六条関係)

第五 雑則

1 主務大臣は、この法律等の定めるところに従い公庫を監督するものとし、必要があると認めるときは、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

(第五十八条関係)

2 主務大臣は、公庫、受託者若しくは指定金融機関に対して報告をさせ、又は公庫等の事務所等への立

入検査をすることができるとし、主務大臣はその権限の一部を内閣総理大臣等に委任することができるものとする。

(第五十九条・第六十条関係)

3 公庫の定款には、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。ことその他所要の規定を整備すること。

(第六十一条関係)

4 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、別に法律で定めるものとする。

(第六十二条関係)

5 公庫が行う業務に関して、金融商品取引法及び貸金業法の適用除外について所要の規定を整備すること。

(第六十三条関係)

6 この法律における主務大臣は、公庫の業務等に関する事項ごとに、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣とすること。その他所要の規定を整備すること。

(第六十四条～第六十六条関係)

第六 罰則

公庫の役職員等及び指定金融機関等について所要の罰則を整備すること。

(第六十七条～第七十四条関係)

第七 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国民生活金融公庫法、農林漁業金融公庫法、中小企業金融公庫法及び国際協力銀行法(以下「国民生活金融公庫法等」という。)の廃止及び廃止に伴う経過措置の規定等は、平成二十年十月一日から施行するものとしてその他所要の規定を整備すること。

(附則第一条関係)

2 主務大臣は、設立委員を命じ、公庫の設立に関して発起人の職務を行わせるものとして等公庫の設立の手續等に関し必要な事項について定めるものとしてすること。

(附則第三条～第五条、第七条～第十三条関係)

3 経営改善資金特別準備金を設置することその他所要の規定を整備すること。(附則第六条関係)

4 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は、公庫の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、その時において公庫が

承継するものとする事、資産評価に關する事等解散に伴う所要の経過措置を整備するとともに、国
民生活金融公庫法等を廃止し、これに伴う所要の経過措置を整備すること。

(附則第十四条～第四十六条関係)

5 公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、業務の廃止その他の所要の措
置を講ずるとともに、公庫の成立後五年を経過した場合において指定金融機関に係る制度について見直
しを行うものとする事。

(附則第四十七条関係)